

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年6月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第 24号

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項を削り、同条第2項第3号中「被措置者等」を「被措置者又はその主たる扶養義務者」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「市町村民税」の右に「(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)」を加え、同項を同条第2項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市知的障害者措置費徴収規則の規定は、令和3年7月分の知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による措置に要する費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年6月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)